

改正後	改正前
目次 第1章～第2章の2 (略) 第3章 特殊建築物 第1節・第2節 (略) 第3節 <u>自動車車庫</u>および<u>自動車修理工場</u> (第9条―第12条) 第4節・第5節 (略) 第4章～第7章 (略) 附則 <u>第3節 自動車車庫および自動車修理工場</u> (自動車の出入口) 第9条 <u>自動車車庫</u>(消防の用に供する<u>自動車車庫</u>、<u>一戸建ての住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを除く。)</u>に附属する<u>自動車車庫</u>および床面積の合計が50平方メートル以下の<u>自動車車庫</u>を除く。)および<u>自動車修理工場</u>の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。 (1)～(4) (略) <u>2 前項に規定する敷地に、当該敷地に設けようとする自動車の出入口が面する道路との境界線に沿い、当該道路の幅員と合わせた幅が6メートル以上となる空地を設けた場合においては、同項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</u> (前面空地) 第10条 <u>自動車車庫</u>および<u>自動車修理工場</u>の自動車の出入口の前面には、奥行1メートル以上の空地<u>(前条第2項に規定する場合にあっては、同項の空地と合算して奥行1メートル以上となる空地)</u>を設けなければならない。<u>ただし、当該自動車の出入口の構造が、当該自動車の出入口の敷地と当該自動車の出入口が面する道路との境界線から2メートル後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるものである場合は、この限りでない。</u>	目次 第1章～第2章の2 (略) 第3章 特殊建築物 第1節・第2節 (略) 第3節 <u>自動車の車庫</u>および<u>修理工場</u> (第9条―第12条) 第4節・第5節 (略) 第4章～第7章 (略) 附則 <u>第3節 自動車の車庫および修理工場</u> (自動車の出入口) 第9条 <u>自動車の車庫</u>(消防の用に供する<u>自動車の車庫</u>および床面積の合計が50平方メートル以下の<u>自動車の車庫</u>を除く。)および<u>修理工場</u>の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。 (1)～(4) (略) (前面空地) 第10条 <u>自動車の車庫</u>および<u>修理工場</u>の自動車の出入口の前面には、奥行1メートル以上の空地を設けなければならない。

第 1 1 条および第 1 2 条 削除

(火たき場)

第 1 5 条 公衆浴場の火たき場は、床を耐火構造とするほか、室内に面する壁を準耐火構造とし、または不燃材料で覆い、直上階の床（直上階を有する場合に限る。）を準耐火構造とし、または天井を不燃材料で覆い、および開口部には法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備を設けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(上階を有する車庫等の構造)

第 1 1 条 その用途に供する部分の床面積が 1 0 0 平方メートルを超える自動車の車庫および修理工場で、直上階の床面積が 1 0 0 平方メートルを超えるものまたは直上に 2 以上の階があるものは、その用途に供する部分を耐火構造とし、その他の部分との区画の開口部には特定防火設備を設けなければならない。

(他の用途部分との区画)

第 1 2 条 前条に規定する場合を除くほか、建築物の一部に自動車の車庫または修理工場を設ける場合は、その部分とその他の部分とを、準耐火構造とした壁または法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備（以下「防火設備」という。）で区画しなければならない。

(火たき場)

第 1 5 条 公衆浴場の火たき場は、床を耐火構造とするほか、室内に面する壁を準耐火構造とし、または不燃材料でおおい、直上階の床（直上階を有する場合に限る。）を準耐火構造とし、または天井を不燃材料でおおい、および開口部には防火設備を設けなければならない。